

四六 業務を中断し社外行事へ出席した労働者が業務への帰途で交通事故死したことが労災保険法上の「業務災害」にあるとされた事例

国・行橋労基署長（テイクロ九州）事件最高裁判決

熊本大学
教授 中内 哲

遺族補償給付等不支給処分取消請求事件、最高裁平二六行ヒ四九四号、平28・7・8二
小法廷判決、破棄自判、判時二三二一号一二七頁、裁判集民二五三号四七頁登載

【事実】 一 X（原告、控訴人、上告人）の夫である訴外Aは、雇用された訴外P会社からその子会社（以下、本件会社）に在籍出向し、本件会社の工場（以下、本件工場）等で営業企画等の業務を担当していた。本件会社にはAのほか七名の従業員が在籍しており、同社代表取締役社長は、P会社事業企画部長を兼務し遠方のP会社本店にすることが多いため、本件会社の社長職は、訴外B生産部長が代行している。

二 本件工場が平成二二年八月に稼働して以来、本件会社は、中国人研修生を受け入れていた。同年一二月、Bは、帰国を控えた三名と新たに来日した二名（合計五名。以下、本件研修生ら）の歓送迎会（以下、本件歓送迎会）を企画し全従業員へ参加を打診したところ、A以外の七名は出席、Aは、業務上、資料（以下、本件資料）の提出を迫られていることを理由に欠席すると回答した。Bは、「今日が最後だから、顔を出せるなら、出てくれないか」と述べ、Aに本件歓送迎会への参加を促すとともに、同会終了後に本件資料をともに作成する旨伝えた。

なお、こうしたB発案による研修生の歓送迎会は以前にも開催されたことがあり、その際、本件会社従業員には欠席する者もいた。

三(1) 本件歓送迎会は、同月七日午後六時半頃から、本件工場から数km離れた飲食店（以下、本件飲食店）で始まり、本件研修生らと本件会社従業員一名は、アルコール飲料も摂取した。同会の費用は本件会社が福利厚生費で負担し、右研修生らは、居住地（以下、本件アパート）からBが運転する本件会社所有の自動車（以下、社有車）で右飲食店へ移動し、帰路も同車で移動することが予定されていた。

(2) 同日のAは、翌日に提出を迫られた本件資料作成作業を中断、本件会社の作業着を身につけたまま、同社所有の五名乗り自動車（以下、本件車両）を運転して午後八時頃に右飲食店へ到着し、午後九時過ぎに本件歓送迎会が終了するまでアルコールを摂取することなく同席した。同会終了後、本件研修生らを本件アパートへ送る途上（本件工場と本件アパートとは、当該飲食店からみて南方向に位置し、両地点間には約二kmの距離がある）、大型貨物自動車とAが運転する本件車両との衝突事故（以下、本件事故）が発生し（同店から本件アパートまで

Aが本件車両を運転して本件研修生らを送ろうとした行為を、以下、「本件運転行為」と記す)、午後九時五〇分頃にAは死亡した。

四 Xは、Aの死亡に伴い、行橋労基署長に対し、労働者災害補償保険法(以下、労災保険法)に基づく遺族補償給付(一六条以下)及び葬祭料(一七条)を請求したが、同署長が、いずれも不支給とする決定(以下、本件決定)を下し、それに対する(再)審査請求(同法三八条)も斥けられたため、Y(国。被告、被控訴人、被上告人)を相手方として本件決定の取消請求訴訟を提起した。

五 第一審(東京地判平26・4・14労判一一四五号六頁)は、①本件歓送迎会への参加が従業員に義務づけられていたとは認められないこと、②Aも同会への参加を業務として命じられておらず、事実上も強制されていたと推認できないこと、③本件歓送迎会の費用を本件会社が負担していたとしても、同会は、本件研修生らと同社従業員有志との親睦を目的とした私的会合であり、Aがその運営で何らかの業務上の役割を担っていたわけではなく、同会への参加にAの業務遂行性は認められないこと、④本件会社から指示されていないAの本件運転行為にも、業務遂行性は認められないこと等を摘示して、Xの請求を棄却した。原審(東京高判平26・9・10労判一一四五号一二頁)も右判決を支持したため、Xが本件上告に及んだ。

【判旨】 原判決破棄自判(Xの請求認容)

一 労働者の死亡等(以下、災害)が「労災保険法に基づく業務災害に関する保険給付の対象となるには、それが業務上の事由による……ことを要」し、「そのための要件の一つとして、労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にある状態において当該災害が発生したことが必要であると解する」(十和田労基署長(白山タイル店)事件・最三小判昭59・5・29集民一四二号一八三頁参照)。

二(1) 【事実】二に照らせば、Aが本件資料作成作業を中断し本件歓送迎会へ参加後、本件工場へ戻ろうとしたのは、Aが右資料の提出を翌日に迫られていたにもかかわらず、Bから同会への参加を強く要請される一方、当該提出期限を延期する措置が執られなかったこと等による。

「そうすると、Aは、本件歓送迎会に参加しないわけにはいかない状況に置かれ、その結果、……[同]会の終了後に……本件工場へ戻ることを余儀なくされた」というべきであり、「このことは、本件会社から……、Aに対し、職務上、上記の一連の行動をとることを要請していた」といえる。

(2) 【事実】二、同三(1)の通り、本件歓送迎会は、Bの発案で、当時の従業員(Aを除く)七名と本件研修生ら五名全員が参加し、その開催費用は本件会社が負担している。とくに当該研修生らは、B運転の社有車で、本件アパートから本件飲食店へ移動した。

それゆえに、同会は、「本件会社において企画された行事の一環」と評価でき、「中国人研修生と従業員との親睦を図ることにより、本件会社およびP会社と……[本件研修生らを送り

出す中国の現地子]会社」との関係の強化等に寄与するものであり、本件会社の事業活動に密接に関連して行われた……というべきである。」

(3) 本件運転行為は、Bが運転手を務めることをそもそも予定し、しかも、その経路は、同店から本件工場へ戻る道筋から「大きく逸脱するものではない」から、「本件会社から要請されていた一連の行動の範囲内」であったと捉えられる。

三(1) 以上を総合すれば、「本件歓送迎会が事業場外で開催され、アルコール飲料も供され」ており、本件運転行為が本件会社の「明示的な指示を受けてされた……とほうかがわれないこと等を考慮しても、Aは、本件事故の際、なお本件会社の支配下にあったというべきである。また、本件事故によるAの死亡と…… [右] 運転行為との間に相当因果関係の存在を肯定……できることも明らかである。」

したがって、「本件事故によるAの死亡は、労災保険法一条、一二条の八第二項、労働基準法七九条、八〇条所定の業務上の事由による災害に当たるといふべきである。」

(2) 「原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があ……り、原判決は破棄を免れない。「本件決定は違法であり、……本件請求……を棄却した第一審判決を取り消した上、本件決定を取り消す」。

【評釈】 結論には賛成

一 労災保険制度と本件における問題の所在

(1) 労働者が業務上、負傷する・疾病にかかる・障害を負う、あるいは死亡した場合について、最低労働条件を定めた労働基準法（以下、労基法）は、被災労働者（あるいは、その遺族）に対する使用者の各種補償義務等を規定し、同人に無過失責任を課している（第八章・七五条以下）。もっとも、同法と同日に制定・公布された労災保険法が幾たびもの改正を経

て発展した現在では、使用者自身による右補償等が稼働する場面は限定的⁽¹⁾で、使用者から徴収する保険料を原資に、当該補償等へ保険給付として対応する政府管掌の強制保険制度が構築されている。

労災保険法は、業務上の事由による労働者の負傷・疾病・障害・死亡（以下、「傷病等」という。）を「業務災害」と定義し（七条一項一号）、これに療養・休業・障害・遺族・傷病・

介護の各補償給付（および、死亡した際の葬祭料）を対応させる⁽²⁾（一二条の八第一項各号）。

したがって、Xの請求（遺族補償給付および葬祭料）の当否は、Aの交通事故死が「業務災害」と評価されるか否かで決せられるが、これは、Aの死亡が〈業務上〉もたらされたかという判断に依拠するのである。

(2) ところが、労基法・労災保険法いずれも、この肝心の〈業務上〉概念を定める条文を置いていない⁽³⁾。労災保険を所管し、被災労働者・遺族から「業務災害」の認定を求められる行

政は、〈業務上〉概念について、大要、次のように説明する。⁽⁴⁾すなわち、まず①業務とは、

「当該事業の運営に係る業務であって、当該労働者が従事するもの」であり、労働契約で予定される職務行為・作業行為のみならず、それに伴う、労働契約の本旨に反しない限りにおける生理的必要行為・反射的行為、準備・後始末行為、緊急行為・合理的行為等の諸行為も

含まれる。⁽⁵⁾これを前提に、②業務〈上〉とは、ア「〔被災〕労働者が……労働契約に基づき

事業主の支配下にあること」⁽⁶⁾とされる〈業務遂行性〉が確認でき、かつ、イこの「〔業務遂

行性〕に伴う危険が現実化したものと経験則上認められること」⁽⁷⁾という意味での〈業務起因

性〉が存在することを指す。より敷衍すれば、ウ労働者の傷病等は、右の「業務遂行性が証明され、業務起因性に対する反証がない場合には、業務起因性を認めることが経験法則に反しない限り、一般に業務……災害と認められる」。右反証事由としては、おおむね、業務逸

脱行為・業務離脱行為・(私用等の)私的事由・(天変地異等の)自然現象等が想定できる、⁽⁸⁾と。

翻って、こうした行政による判断の当否を求められた従来の裁判例は、ア業務〈上〉の判断

基準として、被災労働者と使用者との使用従属関係を意味する〈業務遂行性〉⁽⁹⁾、業務と傷病

等との相当因果関係を指す〈業務起因性〉⁽¹⁰⁾の二つを挙げ、イ〈業務遂行性〉が認められる

場合、反証がない限り、〈業務起因性〉が推定される、⁽¹¹⁾あるいは、ウ右相当因果関係の有無

は、被災労働者の傷病等が「当該業務に内在している危険の現実化したもの」と認められる

か否かで決せられる、⁽¹²⁾としてきた。

このように、裁判例は、行政解釈における〈業務上〉概念、あるいは、その判断枠組みを基

本的には受け入れていると解され、学説の大勢もこれを支持する。⁽¹³⁾

(3) 右で確認した行政解釈あるいは裁判例の視角からAの死亡を俯瞰すれば、それを〈業務上〉と評価するには困難な諸事情が、すぐさま看取できる。なぜなら、Aは、就業時間外に(午後九時五〇分頃)、事業場で(本件飲食店から本件アパートへの移動中)、本件会社からの明確な指示なく普段は担当していない業務(社有車で本件研修生らを同アパートへ送る行為)に従事している際に、つまり、時間的にも空間的にも業務内容としても、第一関門である〈業務遂行性〉さえ認められにくいと思われる状況下で死亡したからである。

事実、下級審は、A死亡の〈業務遂行性〉自体を否定して、本件決定を有効と判示した。本判決は、これらを覆して当該死亡を〈業務上〉の事由にあたりと結論づけただけに、本件の争点は、まさにここに存する。

本判決は、Aの死亡が業務災害であるための一要件に、前掲・十和田労基署長（白山タイル店）事件最判を引用して、「労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にある状態」を挙げるとともに（【判旨】一）、A死亡の「業務災害」該当性を肯定する結論に到る過程で、本件運転行為と同人死亡との相当因果関係にも関心を払っている（【判旨】三(1)）。文言として明確に表現されていないものの、本件に臨む本判決のこの姿勢は、〈業務遂行性〉〈業務起因性〉の二基準を用いる行政解釈や裁判例と同様と把握できる。

以下では、本判決における右二基準の適用如何を順次検証する。

二 業務遂行性

(1) 行政解釈・裁判例では、就業時間外に・事業場外で・通常担当しない業務（あるいは作業）に従事中の死亡事故であった本件のように、一見〈業務遂行性〉を認めることが困難と思われる被災労働者の傷病等について、〈業務上〉と認められる例外が存在する。

本件は、アルコール飲料の提供を伴う歓送迎会であったが、行政解釈は、こうしたいわゆる宴会等の行事では、「その行事の世話役等が自己の職務の一環として参加する場合……には、一般に、業務遂行性が認められるが、それ以外の労働者の場合には、その催しの主催者、目的、内容（経過）、参加方法、運営方法、費用負担等について総合的に判断」すべきとしても、「特別の事情がない限り、業務遂行性がないのが……通例である」、とする。⁽¹⁴⁾ 同種事案

の裁判例も、かかる手法を採るとされる。⁽¹⁵⁾

右の考え方に従えば、本件歓送迎会の世話役等は社長業務を代行するBであるから、Aは、特別の事情がない限り、同会参加への〈業務遂行性〉を認められない。下級審は、右考慮要素のうち目的（親睦）・参加方法（任意）・内容あるいは運営方法（式次第なく自由に歓談飲食）等を理由に、本件歓送迎会が私的会合であるとして、本件歓送迎会にAが参加すること自体の〈業務遂行性〉、ひいては、その会場である本件飲食店から本件工場へAが戻る過程での本件運転行為の〈業務災害〉性を否定した（【事実】五）。

(2) 対する本判決は、「Aは、本件事故の際、なお本件会社の支配下にあった」とし（【判旨】三(1)）、一転、本件運転行為について〈業務遂行性〉を認める。これは、【判旨】二における以下の三つの判断が集積された結果と解される。

①まず確認すべきは、右結論を根幹で支える本件歓送迎会の性格である。【判旨】二(2)は、「本件会社において企画された行事の一環」で、同社の「事業活動に密接に関連して行われた」とし、同会が一定程度の〈業務〉性を有するとみた。それは、主催者（社長業務を代行するB）、運営方法（Aを除く同社従業員七名・本件研修生ら全員参加、社有車による当該

研修生らの送迎)、費用負担(本件会社の福利厚生費による措置)といった、下級審の判断では重きを置かれなかった諸要素がより注目されて導かれている。

②第二は、かかる一定の〈業務〉性を帯びる本件歓送迎会の会場たる本件飲食店と本来の〈業務〉遂行地である本件工場との間の移動の意義である。【判旨】二(1)によれば、Bの強い意向で同会に「参加しないわけにはいかない状況に置かれ」、本件資料作成作業を中断し本件工場から本件飲食店に移動したAが、翌日提出という期限を維持された当該資料完成のために、同店から当該工場へ戻る行為は「余儀なくされた」もので、これは、本件会社がAに対し、本件工場と本件飲食店との往復という「一連の行動をとることを要請していた」と解釈されるという。

宴会等への参加の「強制」は、当該行事に伴う労働者の傷病等の〈業務遂行性〉を判断する

際に考慮されてきた指標である。⁽¹⁶⁾ これまでには、使用者の「積極的特命」⁽¹⁷⁾ あるいは「命令」⁽¹⁸⁾

を求める事案も存在するところ、【判旨】二(1)は、本件工場と本件飲食店とを往復する本件車両を用いたAの行為について、本件会社からの職務上の「要請」とした。本件工場から本件飲食店への(往路)移動は、それを「しないわけにはいかない状況に置かれ」、その逆の復路移動は「余儀なくされた」とあるから、本判決は、本件会社がAに対して当該往復行為を明示的に命令した(あるいは、義務づけた)とは認識していない。

それゆえ、最高裁は、ア〈業務遂行性〉を肯定するにあたり、右で挙げた事案のような使用者による非常に強い意思(表示)である特命あるいは命令までは求めておらず、イ一定の〈業務〉性が認められる二地点を結ぶ労働者の移動には、その根拠となる明示的な命令や指示がなくても、事実上、当該移動をなさざるを得ない(あるいは、余儀なくされる)という意味における使用者の「要請」が働いており、それをもって、当該労働者はその移動時に使用者

の支配下にあり、〈業務遂行性〉が認められるとの判断枠組みを示唆しているのではないか。⁽¹⁹⁾

③第三は、本件車両でAがたどった経路とその位置づけである。Aは、本件飲食店から本件工場へ直行せず、本件研修生らを(当該工場と同方向にあるとされる)本件アパートへ送る途中で事故死した。【判旨】二(3)は、社有車による本件研修生らの送迎がそもそも予定され、右飲食店を出て同工場へ向かう経路から大きく逸脱していないことを理由に、本件運転行為を右②でいう「要請された一連の行動の範囲内」とする。

移動は、合理的順路によるべきとされている。⁽²⁰⁾ 本件飲食店から本件工場へ戻るAの行為は、すでに確認したように、本件会社が要請したと解されているから(【判旨】二(1))、本件アパートがその合理的順路上に位置すれば、確かに「要請された一連の行動の範囲内」と評価できよう。

【判旨】二(3)は、本件アパートの位置を「本件工場へ戻る経路から大きく逸脱するものではない」と断じた。これは、おそらく、本件工場と本件アパートとの距離が約二kmであり、両地点が本件飲食店からみていずれも同方向にあること（【事実】三(2)）に基づくと推測されるが、右アパートの位置が同店から本件工場への合理的順路（経路）上にある旨、積極的には述べられていない。

本件運転行為が「要請された一連の行動の範囲内」とされる判断を支えるもう一つの事情である右送迎の予定は、本件会社（使用者）からの当該行為の要請度を少しでも高め、右経路走行の合理性を補完する役割を担うのかもしれない。すなわち、本件運転行為は、本件会社からの「明示的な指示を受け……たものとはうかがわれない」とはいえ（【判旨】三(1)）、送迎が「予定」されていたことで、運転手は誰であれ、本件研修生らを本件アパートへ社有車で送る行為は、（明確な命令・指示や「余儀なく」には該当しないが）本件会社（使用者）の意思（かなり抽象的な指示）に依拠しており、この使用者の意思（指示）が、使用者からの「要請」を裏打ちするとともに、経路の逸脱度を軽減し、反射的にその合理性を高めて、当該行為が使用者の支配下にあるか否かを示す〈業務遂行性〉を肯定する方向に作用する、とは構想できないだろうか。

評者は、アルコール飲料も提供されるいわゆる宴会という場を想像すれば、BからAへ運転手が交代した（あるいは、できた）のは、明示的指示はなかったにしても、例えば、ア本件歓送迎会の進行過程で、本件アパートが本件工場へ戻る途上にあることを慮ったAが本件研修生らを送っていくと申し出て、それをBが了承した、あるいは、イ同会終了後、Bよりも素早く動き同店出入口前に本件車両を寄せる等、Aによる率先した行動をBが黙認した旨のやりとり・実態が存在したと捉える方が、むしろ自然だと考える。そうであれば、本件運転行為は、Bの承諾・許容に基づくのであって、だからこそ、Aは依然として本件会社の支配下にあり、当該行為の〈業務遂行性〉が認められると解すべきである。

三 業務起因性

行政解釈・裁判例は、〈業務遂行性〉を肯定できれば、原則として〈業務起因性〉も認める一方、業務逸脱行為・業務離脱行為・私的事由・自然現象等、〈業務起因性〉に対する反証が認められる場合には、〈業務遂行性〉が存在しても、労働者の傷病等の〈業務災害〉性を否定するという判断枠組みを打ち立てている（【評釈】一(2)②ウ）。

【判旨】三(1)は、本件運転行為の〈業務遂行性〉を認めた直後に、当該行為とAの事故死との相当因果関係、つまりは、その〈業務起因性〉が「肯定……できることも明らか」だとして、A死亡の〈業務災害〉性を認める結論を導いた。

【判旨】一が、十和田労基署長（白山タイル店）事件最判を引用して、被災時に当該労働者が使用者の支配下にあるか否かを判断する〈業務遂行性〉に関する一般論を展開した点からすれば、最高裁は、本判決でも、〈業務遂行性〉〈業務起因性〉という文言を全く用いずにい

ながら、⁽²²⁾ 実質的には右で確認した従来の行政解釈・裁判例における判断枠組みを受容する

立場を踏襲し、それを適用したと見てよい。⁽²³⁾ A死亡の「業務災害」性を認めた結論も支持で

きる。⁽²⁴⁾

四 おわりに

(1) 本判決は、基本的に事例判断であるため、その射程を一義的に定めることは困難といわざるを得ない。しかしながら、本件歓送迎会へのAの参加や本件運転行為の〈業務遂行性〉判断で登場した「使用者（から）の（職務上の）要請」という指標（【判旨】二(1)(3)）については、本件と同種事案ではもちろんながら（就業時間外に事業場外へ離れた被災労働者が再び当該事業場へ戻る行為を含むだけに、その発生はかなり稀と思われる）、各種行事等への被災労働者の参加・関与、あるいは、被災時に当該労働者が従事していた職務・作業の〈業務遂行性〉が争われた際にも援用される可能性を指摘できよう。なぜなら、かかる「要請」は、評者の理解によれば、明示的な命令や指示には及ばないものの、例えば、被災労働者に事実上（何かしら）せざるを得ない（あるいは、それを余儀なくさせる）状況を創り出す使用者の意思の強度を現す指標であり（【評釈】二(2)専ら②）、この使用者の意思のありよう（典型的には、各種行事に対する使用者の強制度）も、右で触れたように、従来の行政解釈・裁判例でもたびたび注目されているからである。

(2) なお、定員五名の本件車両にAと本件研修生ら合計六名が乗車していたという道路交通法違反の事実が本件運転行為の〈業務遂行性〉判断へ与える影響に言及する見解も存し

た。⁽²⁵⁾

評者は、通勤災害における「合理的な方法」に関し、軽度の道路交通法違反（軽い飲酒運転や自動車運転免許証の不携帯、自転車の二人乗り等）では、その合理性が否定されていない

ことに鑑みると、当該行為の〈業務遂行性〉判断で本件車両の右定員超過を消極的・否定的に機能させる必然性はないと解する。⁽²⁶⁾

(1) 菅野和夫『労働法〔第一一版補正版〕』（弘文堂、二〇一七年）六〇八頁、菊池馨美『社会保障法』（有斐閣、二〇一四年）二四九頁等参照。具体的には、①労災保険法が対象としない最初の三日間の休業補償（同法一四条、労基法七六条）、②業務上災害の定義、とくに業務上疾病の一覧化（労基法七五条二項、労働基準法施行規則（以下、労基則）三五条、同規則別表第一の二）、③暫定任意適用事業（個人経営による農林・畜産・水産業で小規模なものを指す。昭和四四年法律八三号による改正附則一二条、関係政令整備令一七条）である。

- (2) 同法の業務災害は、労基法に基づき使用者が負う災害補償責任の発生事由と同一であって（一二条の八第二項、労基法八四条一項。西村健一郎「業務上・外認定基準」日本労働法学会編『現代労働法講座(12)労働災害・安全衛生』（総合労働研究所、一九八三年）一五一頁）、和歌山労基署長事件・最三小判平5・2・16民集四七卷二号四七三頁）、労災保険は、業務災害に限り、労基法に基づき支払われるべき災害補償の範囲内で、同法における使用者の災害補償責任を担保する機能を有する（三共自動車事件・最三小判昭52・10・25民集三一巻六号八三六頁）とされる（岩村正彦「労災保険給付の要件」林豊＝山川隆一編『新・裁判実務大系17 労働関係訴訟法Ⅱ』（青林書院、二〇〇一年）一八二頁）。
- (3) もっとも、前掲注（1）②で触れたように、業務上の疾病については、経験的に認められたものが一覧化されている。
- (4) さしあたり、労務行政研究所編『労災保険 業務災害及び通勤災害認定の理論と実際 上巻〔改訂四版〕』（労務行政、二〇一四年）八二頁以下参照。
- (5) 前掲注（4）八七頁参照。
- (6) 前掲注（4）一〇五頁参照。最も典型的には、当該労働者が就業時間内に、事業場内で、業務従事中の場合である。岩村・前掲注（2）一八四頁以下参照。
- (7) 前掲注（4）一〇七頁参照。
- (8) 前掲注（4）一〇九頁参照。
- (9) 【判旨】一で見たように、十和田労基署長（白山タイル店）事件最判では「労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にある状態」と表現されている。
- (10) 倉敷労基署長（三浦組）事件・広島高岡山支判昭45・3・27民集二八巻六号一一四六頁（最一小判昭49・9・2民集同巻同号一一三五頁により支持）、大分労基署長（大分放送）事件・大分地判平4・3・2労判六一三号六三頁等のほか、近時の事案としては、国・渋谷労基署長（ホットスタッフ）事件・東京地判平26・3・19判時二二六七号一二一頁参照。公務災害事案では、かかる相当因果関係につき、最二小判昭51・11・12集民一一九号一八九頁等参照。
- (11) 宇部労基署長事件・山口地判昭49・2・18判時七四一号七二頁、国・尼崎労基署長（園田競馬場）事件・大阪高判平24・12・25労判一〇七九号九八頁等参照。
- (12) 西宮労基署長（宝塚グランドホテル）事件・神戸地判昭58・12・19労判四二五号四〇頁、鳴門労基署長事件・徳島地判平14・1・25判タ一一一〇号一四六頁、国・沼津労基署長（心臓突然死）事件・静岡地判平24・4・26労働ジャーナル六号二五頁等参照。公務災害事案では、最三小判平8・1・23集民一七八号八三頁等参照。
- (13) 例えば、菅野・前掲注（1）六一二頁参照。なお、岩村・前掲注（2）一八三頁は、〈業務起因性〉判断における「相当因果関係」という文言が、不法行為や債務不履行が惹起した際に用いられる民法学上の「相当因果関係」概念との混同を招く恐れを指摘し、その使用を避けるべきと主張する。
- (14) 前掲注（4）三〇八頁参照。

- (15) 阿部未央・社会保障判例百選〔第五版〕(二〇一六年)一〇三頁等参照。
- (16) 福井労基署長(足羽道路企業)事件・名古屋高金沢支判昭58・9・21労民集三四卷五＝六号八〇九頁、立川労基署長(東芝エンジニアリング)事件・東京地判平11・8・9労判七六七号二二頁、多治見労基署長(日東製陶)事件・岐阜地判平13・11・1労判八一八号一七頁等参照。
- (17) 高崎労基署長事件・前橋地判昭50・6・24労判二三〇号六頁等参照。
- (18) 国・天満労基署長事件・大阪地判平27・2・㊟ LEX/DB文献番号25540136等参照。
- (19) 公務災害事案には、被災郵便局員が郵便局長から受けた簡易保険加入者らの旅行への随行「要請」は、正式な業務命令として明示されていないとはいえ「特別の業務命令と同視しうる実質をもっていた」とし、当該旅行中に急性心臓死した当該局員の公務遂行性を認め、島根八雲郵便局簡保旅行会事件・松江地判昭55・9・10労判三五〇号一六頁がある。
- (20) 前掲注(4)二七〇頁・三〇八頁参照。ちなみに「通勤」概念では、「合理的な経路及び方法によ」ることが明定されている(労災保険法七条二項)。
- (21) 逸脱については、通勤災害事案である札幌中央労基署長(札幌市農業センター)事件・札幌高判平元・5・8労判五四一号二七頁のほか、昭50・11・4基収二〇四二号等参照。
- (22) 小西康之・ジュリー五〇七号(二〇一七年)〈本件判批〉一四五頁がすでに指摘している。
- (23) 林史高・ジュリー五〇八号(二〇一七年)〈最高裁判所調査官・本判決解説〉一〇〇頁参照。
- (24) 小西・前掲注(22)一四六頁は、【判旨】三(1)が業務起因性に関する判断を含むとすれば、その説示内容は「簡潔な印象がある」とする。最高裁は、少なくとも〈業務起因性〉の反証事由が存在しない旨、言及すべきであったかもしれない。
- (25) 小西・前掲注(22)一四六頁、森戸英幸・ジュリー四九七号(二〇一六年)≦本件判批≧五頁参照。
- (26) 例えば、昭48・11・22基発六四四号、西村健一郎『社会保障法』(有斐閣、二〇〇五年)三六九頁参照。

本判決には、右で掲げたもののほか、片山雅也・労政時報三九一八号(二〇一六年)六六頁、山口浩一郎・季刊ろうさい三一号(二〇一六年)一四頁、山下昇・法セミ七四一号(二〇一六年)一一七頁、上田達子・ジュリー平成二八年度重判解(二〇一七年)二二八頁(これを加筆修正した民商一五三卷四号(二〇一七年)五七七頁)、大山盛義・季労二五七号(二〇一七年)二三〇頁、中村昭太郎・労働法令通信二四四二号(二〇一七年)二〇頁、以上の評釈がある。